

多款決に依り、若し同款の場合

議長之札を決す

第十九條 常任委員長は必要に應じ

隨時臨時大會を召集す

第十七條 大會議長は其都度出席

代議員の互選に依り

第十條 平規約の改正は大會

決議を要す

第十九條 本會の支部設立其他

規定により事項を有するとす時

は常任委員會之丸を定め常

第十九條 本會の幹事は支部

の會務を處理し支部會

六

会員中より公費を徵收し

本部公計に納入する義務

を行ふ

会員中より公費を徵收し
本部公計に納入する義務

を行ふ

第六十三條 支部幹事の任期は
一ヶ年とす但し再選を妨げず。

附則

自由労働者同盟会

東京府下吾嬬諸地

三九四

本會の創立の當初は發起人
に於て役員を選定す。

以上

住委員長の承議を経更に

大會會議を經へ上るとする

第二十條 本會が太會日本會

の最高決策機關とする

第二十一條 本會支部に幹事

一名を置く

支部幹事は支部會員由

より選舉す